

## 国民健康保険へ加入している方へ 国民健康保険被保険者証・限度額適用認定証等の更新について

### ○保険証の更新について

- ・現在お使いの国民健康保険証の有効期限は、令和3年7月31日です。新しい保険証は、7月下旬に世帯主宛てに郵送しますので、令和3年8月1日からは新しい保険証を使用してください。なお、有効期限の切れた保険証は8月以降、ハサミ等で細断してから破棄してください。
- ※有効期限は、原則「令和4年7月31日」です。
- ・社会保険等に加入したときは、国民健康保険を離脱する手続きが必要です。下記のものを持参のうえ、医療保険課または各支所で手続きをしてください。
- ※国民健康保険の保険証、新しい社会保険等の保険証、窓口に来られる方の本人確認ができるもの、世帯主および対象者の個人番号(マイナンバー)がわかるもの

### ○限度額適用認定証等の更新について

- ・現在お使いの「限度額適用認定証」または「限度額適用・標準負担額減額認定証」の有効期限は令和3年7月31日です。8月以降も引き続きお使いになる場合は、再度申請を行う必要があります。ご希望の方は、下記のものを持参のうえ医療保険課または各支所で手続きをしてください。
- ※国民健康保険の保険証、世帯主および対象者の個人番号(マイナンバー)がわかるもの、【住民税非課税世帯の方で、過去1年間の入院期間が91日以上の場合は入院期間を確認できる書類(医療機関の領収書等)】
- ・申請は随時受け付けますが、限度額適用認定証等が使えるのは原則申請した月の1日からです。
- ・70歳以上の方は、限度額適用認定証等の交付が必要のない場合もありますので、事前に医療保険課へお問い合わせください。

※郵送での手続きを希望される場合は医療保険課へご連絡ください。

**問** 本庁 医療保険課国保G ☎52-1111 内線165

## 後期高齢者医療被保険者証の更新について

令和3年8月1日から後期高齢者医療被保険者証(保険証)が新しくなります。

保険証は7月下旬に市役所から郵送しますので、8月以降、医療機関等を受診する際は新しい保険証を提示してください。なお、有効期限の切れた保険証はハサミ等で細断してから破棄してください。

### ○「保険証」と「限度額適用・標準負担額減額認定証」が郵送される方

令和2年度と令和3年度どちらも世帯全員が住民税非課税の世帯に属する方

### ○「保険証」と「限度額適用認定証」が郵送される方

※次のいずれにも該当する方

(1)同一世帯に住民税課税所得145万円以上690万円未満の後期高齢者医療制度の被保険者がいる方  
(一部負担金割合が3割となります)

(2)令和2年度に「限度額適用認定証」の交付を受けている方

### ○「保険証」のみ郵送される方

上記のいずれにも該当しない方

**問** 本庁 医療保険課医療・年金G ☎52-1111 内線166

**山支** 総合窓口・地域振興G ☎57-2121 **美支** 総合窓口・地域振興G ☎58-2111

**緒支** 総合窓口・地域振興G ☎56-2111 **御支** 総合窓口・地域振興G ☎55-2111